

果樹園地の表土除去と改植の一体的な事業実施に関する意見書提出の件

本議案を、福島市議会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十五年三月二十七日

福島市議会議長 粕谷悦功様

提出者

東日本大震災復旧復興対策並びに
原子力発電所事故対策調査特別委員会

副委員長
羽田

房男

(別紙)

果樹園地の表土除去と改植の一体的な事業実施に関する意見書

本市は果樹園の空間放射線量の低減を図るために表土除去事業を、放射性セシウム吸収抑制対策のために改植事業を実施している。しかし、表土除去事業は果樹生産を行いながらの作業であることから樹体の生育の阻害、さらには長年培った肥沃な土壌を失う等、その事業に懸念を抱いている果樹農家もいることが本市議会において行った調査でわかった。

表土除去と改植はそれぞれ異なる目的の事業であるが、果樹園地の除染実施に際しては、初めに表土除去を行い、客土した後、果樹苗木の改植を行うことが放射性物質に汚染された果樹園地再生のために最適であることから、表土除去と改植を一体的に取り組む制度の創設が望まれる。さらに、改植を行った場合、生産活動の維持及び再生産を可能とするため、農家に対して、改植から果実を出荷できるまでの期間の所得減少に伴う損害を賠償すべきである。

よって、政府においては、果樹園地の再生及び将来にわたる持続可能な営農環境を確保するため、次の事項について必要な措置を講ずるよう強く要望する。

- 一 果樹園地の除染に際しては、表土除去と果樹苗木の改植を一体的な事業として実施できる制度を創設するとともに、本事業の経費を負担すること
 - 二 改植事業を進めるにあたっては、農家の生産活動維持及び再生産を可能とするよう改植から果実を出荷できるまでの期間、十分な損害賠償がなされるよう、原子力損害賠償紛争審査会及び東京電力株式会社に対し、適切に対処するよう強く求めること
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕 谷 悦 功

内閣総理大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
環境大臣
復興大臣
あて

(提案理由)

政府に対し、果樹園地の再生及び将来にわたる持続可能な営農環境の確保について、必要な措置を講ずるよう求めるため、本意見書を提案する。

野菜・果物の全量検査体制の構築を求める意見書提出の件

本議案を、福島市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十五年三月二十七日

福島市議会議長 粕谷悦功様

提出者

東日本大震災復旧復興対策並びに
原子力発電所事故対策調査特別委員会

副委員長

羽田

房

男

(別紙)

野菜・果物の全量検査体制の構築を求める意見書

本市は農地等の継続的な除染作業を実施しており、出荷される多くの農産物は測定下限値以下であるが価格はいまだ回復しておらず、また、いわゆる風評被害による販売への影響も甚大であり、農業を主要産業とする本市が受けるダメージは計り知れないものがある。

このような中、多種多様な本市農産物のうち、平成二十四年度産米は出荷前全量全袋検査により、放射線検査を実施し、科学的根拠に基づき安全性を確保した後、出荷・消費されている。当検査体制は、本市議会において行った調査により県外市場関係者からも高く評価されており、流通も軌道に乗り、販売量も回復基調であることがわかった。

しかし、野菜・果物については出荷前抽出検査により放射性物質に関する安全性は担保されているものの、消費者の不安は払拭されていないことから、これら農産物に対する風評被害を払拭し、本市農産物の消費を拡大するためには、米の出荷前全量全袋検査同様の検査体制確立が必要である。

よって、政府においては、検査機器の設置及び検査に係る全ての経費負担を行うこと等、野菜・果物等農産物の出荷前全量放射線検査体制を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕 谷 悦 功

内閣総理大臣
農林水産大臣
環境大臣
復興大臣
あて

(提案理由)

政府に対し、風評被害払拭を目的に、本市産野菜・果物等農産物の出荷前全量放射線検査体制の構築を求めるため、本意見書を提案する。